

最終確認

第8回・セントラル企業セミナー
改正前最後のセミナー

民法大改正

令和2年4月1日遂に施行！！

瑕疵担保責任・契約の解除

改正前最後の民法セミナーは、契約関係においても重要な「瑕疵担保責任と契約の解除」の改正について解説します。

瑕疵とは何か。改正法で何が変わるのか。契約書の文言を現状から変える必要があるのか！？

また、契約解除についての法改正の内容とその影響とは？自社が不利にならないための契約書内容とは？

自社の契約書は大丈夫ですか！！改正前に是非見直しを！！

【セミナー内容】

① 改正の解説

瑕疵担保:「隠れた瑕疵」から「契約不適合」へ

契約の解除:債務者の帰責性が不要に

② 契約条項の変更は必要か

③ 売買基本契約における具体例



【講師】
弁護士 山田 裕二

◆日時 令和2年3月12日（木）15：00～16：30

◆参加費 無料※但し、顧問会社以外の方は、お一人様1万円（消費税別）

◆定員 25名程度

※定員になり次第受付を終了させていただきますのでご了承ください。

◆場所 福岡商工会議所 307会議室

住所：福岡市博多区博多駅前2丁目9-28

※JR博多駅より徒歩10分、地下鉄祇園駅（5番出口）より徒歩5分

お申込・お問合せ先

福岡セントラル法律事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉2丁目2番1号井門博多ビルイースト8階

電話 092-260-8211 FAX 092-260-8363 担当 紙地

受付時間 平日・土 9：00～18：00 日祝日休業